

## 合意書

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワークを甲、一般社団法人京都高齢者支援協会を乙として、甲と乙は、次のとおり合意する。

- 1 乙は、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを乙の義務内容とする入会契約を締結するに際して、乙の使用する入会契約書中、下記条項など、契約が解除された場合に、消費者が乙に対し支払った入会金を解約の理由にかかわらず一切返還しない旨の意思表示を行わない。

### 記

#### 第17条（契約の解約）

④有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向かってのみ効力を失うものとし、乙は、解約の理由にかかわらず、既納の入会金及び会費を返還しない。

- 2 乙は、上記1の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄する。
- 3 乙は、上記1につき、その従業員らに対し同項の意思表示を行うための事務を行わないよう指示する。

以上のとおり合意したので、本書2通を作成の上、甲乙各自1通を所持する。

平成30年4月3日

- 甲 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
甲代表者 理事 野々山 宏
- 乙 京都市伏見区竹田田中宮町17番地 富士和ビル2階  
一般社団法人京都高齢者支援協会  
乙代理人  
京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条1222-2階  
京都総合法律事務所 弁護士 伊山 正和